

1533

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)

(抄)

公 布 二〇〇四(平成一六年六月一八日)法
 一四号
 施行 二〇〇四(平成一六年九月一七日)

第一章 総則

第一条(目的) この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

第二条(定義) 一 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成一五年法律第七九号、以下「事態対処法」という)第二条第一号、同条第四号、同条第六号、第九条第一項及び第一条第一項に規定する当該用語の意義による。

二 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第七号イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の

保護のための措置に関する法律(平成一六年法律第一一二号)第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第一八条第一項第一号において同じ。)をいう。

三 この法律において「特定公共施設等」とは、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
 四 この法律において「港湾施設」とは、港湾法(昭和二五年法律第二一八号)第五条第五号各号の港湾施設(国有財産法(昭和二三年法律第七三三号)第三条第三項又は地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第三二八条第四項の普通財産であるものを除く。)をいう。

五 この法律において「飛行場施設」とは、空港整備法(昭和二二年法律第八〇号)第二条第一項の空港の施設及び同項の空港以外の政令で定める公共の用に供する飛行場(航空法(昭和二七年法律第二三二号)第五六条の四第一項の規定に基づき公共の用に供すべきものとして指定された着陸帯その他の施設のある自衛隊の設置する飛行場を含む。)の施設をいう。

六 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第二条第一項の道路、道路運送法(昭和二六年法律第一八三三号)第二条第八項の一般自動車道その他の一般交通の用に供する道をいう。
 七 この法律において「電波」とは、電波法(昭和二五年法律第一三二号)第二条第一号の電波をいう。

第三条(対策本部長の責務) 対策本部長は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るために特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、特定公共施設等の利用に関する総合的な調整を図るに際しては、国民の理解と協力を得つつ、適切にこれを行うものとする。

第四条(港湾管理者等の責務) 港湾管理者及び飛行場施設の管理者は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るために港湾施設及び飛行場施設の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、

港湾施設及び飛行場施設を管理運営するに際しては、これらの利用に関する指針を踏まえ、対策本部長との緊密な連携を図りつつ、適切にこれを行うものとする。

第五条 指定行政機関等の責務（前条に規定するもののほか、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第二項の指定地方公共機関をいう。）は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るためには特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、対処措置等を実施するに際しては、対策本部長がそれぞれの特定公共施設等ごとに定めるその利用に関する指針を踏まえ、適切にこれを利用し、又は利用させるものとする。

第二章 港湾施設の利用

第六条（港湾施設の利用指針） 1 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、港湾施設の利用に関する指針（以下この条及び次条において「港湾施設の利用指針」という。）を定めることができる。

2 港湾施設の利用指針は、特定の地域における港湾施設に関し、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間その他の対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために必要と認められる基本的な事項について定めるものとする。

3 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関の意見を聴かなければならない。

4 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定めるための必要と認めるときは、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

5 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定めたとともに、公にする指針及び指定公共機関に通知するものがある事項を除き、その内容を公示するものとする。

第九条（港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置）（略）

第三章 飛行場施設の利用

第一〇条（飛行場施設の利用指針） 1 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、飛行場施設の利用に関する指針（以下この条及び次条において「飛行場施設の利用指針」という。）を定めることができる。

2 対策本部長は、事態の推移に応じ、適時に港湾施設の利用指針の見直しを行うものとする。

2 第六条第二項から第七項までの規定は、飛行場施設の利用指針について準用する。この場合において、同条第二項中「特定の地域における港湾施設」とあるのは、「特定の地域における飛行場施設」と読み替えるものとする。

第一一条 準用（略）

第四章 道路の利用

第二条 道路の利用指針（略）

第五章 海域の利用

第一条 海域の利用指針（略）

第一条 海上保安庁長官は、

第八条（港湾施設の許可の変更等） 1 港湾管理者は、前条第一項の要請に基づきその管理する特定の港湾施設を利用させる場合において、必要があると認めるときは、当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消すことができる。

第一条 海上保安庁長官は、海域の利用指針を定めるに当たっては、当該海域の航行の安全を確保するものとする。告示により、特定の海域に関し、範囲又は期間を定めて、当該特定の海域を航行することができる船舶又は時間等を制限することができる。ただし、特定の海域を航行することができる船舶又は時間等を制限する緊急の必要がある場合において、又は当該海域を告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

2 港湾管理者は、前項の規定により当該特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し、又は取り消した場合において、現に停泊中の船舶の移動が必要であると認めるときは、当該船舶の船長の移動の当該船舶の運航に責任を有する者（次条第四項において「当該船舶の船長等」という。）に対し、当該船舶の移動を命ずることができる。

2 海上保安庁長官は、船舶乗組員に対し、海域の利用指針の内容及び前項の処分に係る情報を迅速に提供しなければならない。

第六章 空域の利用

第一五条(空域の利用指針)

第一六条(航空機の飛行制限等) (略)

第七章 電波の利用

第一七条(電波の利用指針) (略)

第一八条(電波の利用調整) (略)

第八章 雑則

第一九条(損失の補償) (略)

第二〇条(罰則) 第一四条第一項の規定による海上保安庁長官の処分違反となるような行為をした者は、

三月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処する。

第二一条(緊急対処事態における特定公共施設等の利用) (略)

第二二条(政令への委任) (略)

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。